

# 第5章

---

## 計画の推進



## 第1節 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するために、あらゆる分野へ男女共同参画の意識を浸透させる必要があり、本計画の推進にあたっては、下記の体制により推進します。

### (1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画施策を推進する市が男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのために、各施策における事業内容の企画・立案から男女双方の意見が盛り込まれているかなど、男女共同参画の視点に配慮し、事業を進めていきます。また、各施策を総合的、効率的に進めるために、各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

### (2) 市民、事業者、団体、関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、市が直接行う施策だけでなく、市民、事業者、団体、関係機関等が各立場で本計画の趣旨と目的を理解し、主体的に取り組むことが期待されます。これらの各主体と連携して施策に取り組んでいきます。

### (3) 国、県、他市町村の情報収集と連携

国や県の関係機関、他市町村から先進事例などの情報収集に努め、本計画の推進に活用するとともに、収集した情報を広く市民に提供します。また、県と連携して男女共同参画事業を実施することにより、効果的な事業運営を図ります。

#### <計画の推進にあたっての各会議の役割>

##### ■男女共同参画審議会

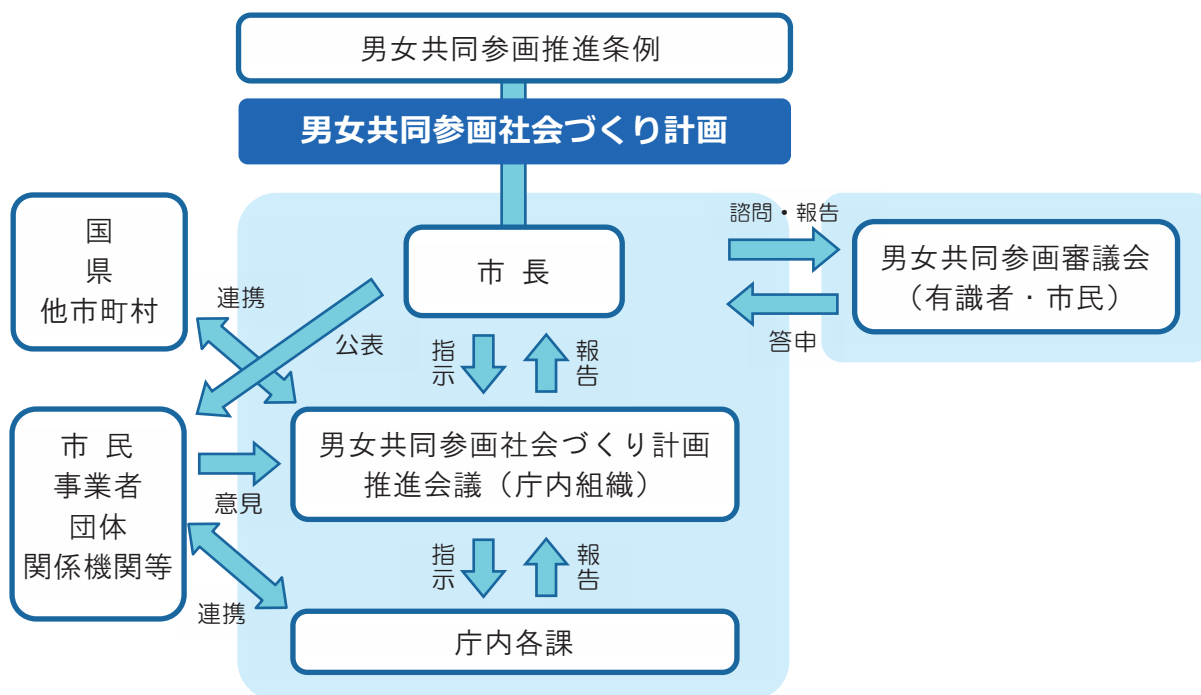
市長の諮問を受けて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議し、必要と認める事項について、市長からの諮問に応じて意見を述べます。また、市が実施する男女共同参画の施策に関する実施状況について、必要に応じ調査します。

##### ■男女共同参画社会(\*) づくり計画推進会議

本市における男女共同参画社会づくり計画の策定及び計画の総合的かつ効果的な企画推進について、国、栃木県、他市町村、庁内の各課等との連絡調整を図ります。

計画の総合的かつ効果的な企画推進を図るため、毎年度の男女共同参画施策の実施状況を踏まえ、本市の課題と取り組むべき施策について検討するとともに、庁内関係各課及び関係機関との連絡調整を図ります。

### < 計画の推進体制図 >



## 第2節 計画の進行管理

### (1) 成果の把握

基本目標ごとに設定した成果指標について、事業の実績や市民意向調査等の結果から、成果を把握します。5年ごとに実施の「真岡市男女共同参画社会に関する調査」によって成果を測る指標については、関連事業の成果により把握し、実効性の確保に向けたフォローアップを図ります。

### (2) 進行管理

計画に掲げた個々の事業の推進状況について、各担当課が毎年度把握、点検、評価を行うとともに、男女共同参画の視点をどのくらい配慮して事業に取り組んでいるかについてもあわせて自己評価します。その結果は「真岡市男女共同参画社会づくり計画推進状況報告書」としてまとめ、「男女共同参画社会づくり計画推進会議」に報告し、計画の取組効果を高めるための検討を行うことで、着実な計画の推進を図ります。

また、点検、評価の結果について、「男女共同参画審議会」に対して報告し、計画のさらなる実施に向けた意見をいただくとともに、市ホームページ等で市民に公表します。